

関市議会 建設委員会 行政視察報告書

- 1 視察日程 平成28年8月9日（火）～8月10日（水）（2日間）
- 2 視察事項 富山県射水市 ○下水道事業の企業会計方式への移行について
○射水市下水道ビジョンについて
富山県高岡市 ○空き家対策事業について
- 3 参加者 委員長 鵜飼 七郎
副委員長 幅 永典
委員 波多野 源司
委員 桜井 幸三
委員 鷺見 勇
委員 山藤 鉦彦
委員 太田 博勝
随 行 後藤 翔哉（議会事務局）

視察No. 1 ・ 下水道事業の企業会計方式への移行について
 ・ 射水市下水道ビジョンについて

訪問日時 平成28年8月9日（火） 13時30分～15時00分

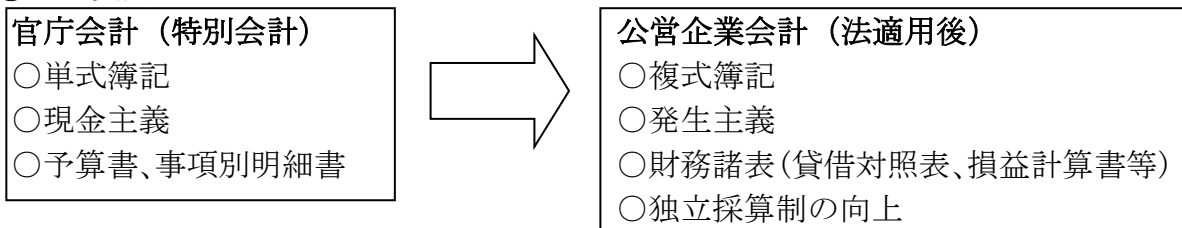
訪問先 所 在 富山県射水市本町二丁目10番30号
 名 称 射水市役所 新湊庁舎
 担当部署 上下水道部 上下水道業務課

説明内容（概要）

射水市の下水道事業は、面的整備を概ね終え、平成22年度末の普及率は98.4%となっている。今後は設備更新・管更生など本格的な維持管理に多額の投資が予想されるため、計画的、効果的かつ効率的な事業運営を行っていく必要がある。また、市民に対し積極的に情報公開を行い、開かれた市民サービスを提供することも求められている。これらを実現するため、平成24年4月1日から企業会計方式を導入、今後取り組むべき課題や方向性を示す「射水市下水道ビジョン」を策定している。

1. 下水道事業の企業会計方式への移行について

① 主な変更点



② 適用までの経過

- 平成18年9月 射水市行財政改革推進会議の提言「平成22年度までに公営企業会計導入」→プロジェクトチーム立ち上げ
- 平成19年9月 射水市総合計画の策定「公営企業への移行」
- 平成22年1月 射水市行財政改革推進会議第3次提言「公営企業会計導入」
- 5月 法適化方針の決定（部内会議）
- 7月 公営企業会計移行業務委託「資産調査と財務会計システム構築」（2か年継続事業）
- 平成23年8月 副市長協議（一部適用採用理由説明）
- 9月 市議会産業建設常任委員会で概要説明
- 10, 11月 公営企業会計研修会（使用する職員に対する研修会）
- 11月 税務署協議（法適用にかかる届出・所費税申告・納付関係打合せ）
- 12月 「射水市下水道事業の設置等に関する条例」制定
- 平成24年2月 3月号広報で企業会計方式への移行のお知らせ
- 4月 企業会計方式へ移行

③適用のメリット、デメリット

メリット

- 地方公営企業法の下での経理は、損益取引と資本取引を区分することにより経営状況が明確になる。
- 発生主義採用と減価償却費の計上により使用料対象原価が明確になる。
- 企業会計方式で作成される決算書類等を分析することで、今後の下水道事業の進むべき方向性等について、市民にわかりやすく説明することができる。
- 同一基準で他の地方公営企業法適用団体と比較することができる。

デメリット

- 導入に際して複式簿記の専門的な知識を習得しなければいけない。
- 人事異動に伴う引き継ぎ及び習熟に大変な労力を要する。
- 資産の鑑定評価に業者委託等で、業者の力を借りなければいけないので、事務負担の増加やコスト面の負担が大きい。

④適用の範囲(全部適用または一部適用)の決定

全部適用 地方公営企業法のすべてを適用する

一部適用 財務規定のみを適用する ← **射水市採用**

理由 1. 企業会計導入が急務。

2. 組織体制の変更が少ない。

現在の指揮監督の下での組織体制で運用することができ、職員の身分上の問題も少なく短期間での移行が可能。

3. 全部適用の水道事業の運営形態の実情は財務適用と何ら変わらない。

4. 雨水対策事業は市長部局の政策的事業である。

⑤適用の課題

下水道事業は経営が難しいので、「適正」を突き詰めすぎると、たちまち資金不足に陥り、継続した事業運営ができなくなる。そのため、経営基盤整備をどのような手法で行うか検討する必要がある。

2. 射水市下水道ビジョンについて

今後厳しさが増す下水道事業を取り巻く課題に対応すべく、現状を把握・分析し、これからの10年間(平成26年度～平成35年度)の目指すべき方向性を示す。

○基本理念

『未来に続く確かな水環境の創造』

○経営目標

目標1 安全・安心な水環境

重点施策 ①浸水対策 ②地震対策 ③水洗化率の向上

目標2 安定した施設環境

重点施策 ①長寿命化対策 ②維持管理の効率化 ③不明水対策

目標3 次代に引き継ぐ健全な経営環境

重点施策 ①経営の健全化 ②汚水処理の最適化 ③情報公開の推進

主な質疑応答

質問 企業会計に移行しても、会計方式が変わっただけで経営状況が好転するわけではないなど、どちらかといえば負の部分が多いような印象を受けたが、移行してよかったことは。

回答 構築した資産を償却して、耐用年数等で管理するといった資産の管理ができる。それを踏まえて、将来の更新や、建設などの計画が立てやすくなる。また、企業会計に移行することで、財務諸表等で経営の状況を明らかにすることができ、市民にわかりやすく説明することができる。今後交付金が少なくなり、下水道料金を改定することになった場合でも、住民に説明責任を果たしやすくなるので、企業会計は必要なのではと考える。

質問 企業会計に移行する段階で資産の評価をするためには、必ず委託事業者に業務委託しなければならないのか。

回答 資産の価格を評価、減価償却して法適用する段階では、さも現在まで減価償却してきたかのような形で資産価格を計上しなければならない。資産の評価が一番大事になるので、現状の資産の価値がどうなっているか把握していなければ、下水道事業のストックマネジメント、再投資の規模や時期といった問題が整理できないし、正確な評価がなければ、過大資産を計上してしまう恐れもある。中小で規模が限られている自治体であれば、短期間で業者の力を借りるのが得策かと思われる。

質問 企業経営をしていくうえで何が重要か。

回答 ヒト（人材育成）・モノ（資産）・カネ（繰入金）が重要だと考えるが、とくに「ヒト」が重要だと考える。企業会計方式は、官庁会計と全く違う会計方式であり、企業会計を経験したことがない職員が職務を担っていくことになるため、人材育成（職員のスキルアップ）が必要不可欠になる。新たな財務に慣れるためには、数多くの手厚い研修をこなすなど、相応の期間が必要になるので、移行前に職員を一定程度育成していくことが重要だと思われる。

質問 下水道ビジョンを策定する上で、注意した点は。

回答 10か年計画での持続可能な目標として、3つの目標（安全・安心な水環境、安定した施設環境、次代に引き継ぐ健全な経営環境）を掲げ、達成できるように事業を計画した。その中で更新費用や雇用の平準化、世代間の負担が不公平にならないことにも注意し策定した。

調査結果のまとめ

- 企業会計に移行して業績が好転するわけではないが、市民によりわかりやすくなるというメリットがある。関市も平成 31 年度までに企業会計に移行するという方針であるが、職員が適応するのに相応の期間を要することがわかった。職員も研修に加えて、企業会計を導入している市町村に視察に行くと大いに参考になると考える。
- 射水市はこの先、設備更新や管更生等といった本格的な維持管理に多額の費用がかかり下水道事業の運営が一層厳しくなることがわかったため、公営企業会計を導入するとともに、10か年計画の下水道事業計画を策定した。そうすることで健全経営を目指している。これは関市も同様の状況であると思われるので、参考にすべきだと思う。
- 平成 18 年に行われた射水市行財政改革推進会議でプロジェクトチームを立ち上げてから、約 5 年で条例を制定させている。射水市の企業会計方式導入のプロセスを参考にして進めると良いのではないかと思う。
- 企業会計に移行していく方針であるなら、早くから市民に対して公営企業化することを周知していかなければいけないのではないか。公営企業化するといっても多くの市民の方はイメージしにくいと思うので、公営企業化へのプロセスや何が変わるのか等をわかりやすく早めに公開する必要があると考える。
- 企業会計方式へ移行を進めていくと、職員がかなりの苦勞を要することがわかった。しかし、サポートしてくれる業者や企業も多くある。そういった所との連携をしっかりとれるかとれないかで、スムーズに移行できるかどうかが変わってくる。良い連携構築が成功への鍵になると思う。

視察No.2 ・空き家対策事業について

訪問日時 平成28年8月10日（水） 10時00分～11時30分

訪問先 所在 富山県高岡市広小路7番50号
名称 高岡市役所
担当部署 都市創造部 建築住宅課 建築指導課

説明内容（概要）

高岡市は、古い木造建築が多く、適正に管理されず危険な状態になっている老朽空き家が増加している。それに伴い、住民から苦情や相談が寄せられるようになると、平成21年1月に市内に「高岡市老朽空き家対策連絡会議」を組織し検討を進め、平成25年6月には「高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例」施行にいたっている。また、各地区の自治会を利用し、市内全域の空き家の実態調査、老朽危険空き家の除却支援や、利活用にも取り組んでいる。

1. 「高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例」について

①条例制定まで

平成21年1月 市内に「高岡市老朽空き家対策連絡会議」を組織

※老朽空き家に関して、行政がどのような対応ができるか等について市内関係部局と検討

平成25年6月 「高岡市老朽空き家等の適正な管理に関する条例」

○条例制定の背景

高齢化などにより空き家が多くなり、近隣の方等からの相談が増える。

老朽空き家の増加は、防災、防犯、防火、衛生上の観点から生活環境に悪影響を与えている。

○条例制定の目的

①安全で安心なまちづくりの推進 ②生活環境の保全

○条例の対象物件

空き家等の中で管理不全（防災面・衛生面・防火・防犯面）のもの

○市の対応

管理不全状態の空き家等 → 実態調査 → 所有者特定 → 連絡・事情聴取
→ 助言・指導 → 勧告 → 命令（建築物） → 代執行（建築物）

↓ 同意

緊急安全代行措置

↓ 同意

命令代行措置

②現在の状況・成果

- ・相談のあった空き家で所有者等を特定できたものには、助言等を実施
- ・条例による助言 数十件 指導4件 勧告2件(指導件数の内)
- ・老朽空き家解体補助 平成25年度 2件 平成26年度 3件
平成27年度 5件 平成28年度 6件受付

③ 問題点、課題

- ・ 条例は建築基準法に基づく建築物等を対象としており、既に倒壊してしまったものや樹木等の繁茂については、対象としていない。
- ・ 次の理由で対処の難しい老朽空き家がある。
所有者の財政的事情により解体できないまま放置されている
所有者は特定できたが、所在等が不明で連絡がとれない 等
- ・ 最終的に行政代執行にかかる費用の回収は期待できない。

④ 今後の取り組み

- ・ 空家等対策庁内連絡会議を設置
- ・ 空家等対策協議会を立ち上げ、特措法に基づいた空家等対策計画を策定する

2. 市内全域の実態調査について

- 調査方法 高岡市全区域の自治会に依頼し、地区ごとに調査票に基づき調査
- 調査対象空き家 一戸建て住宅(アパート等賃貸、分譲を目的とする建物を除く)
店舗、倉庫、工場などで居住、操業、活用されていない建物
- 調査内容 ①空き家の所在地 ②空き家の所有者又は管理者
③建物の用途 ④空き家の状況
- 回収率 90.4%(調査対象自治会 591、回答自治会 534)
- 調査結果 空き家数2,138件
空き家等の状況(複数回答有)

状況	居住可	要修理	景観・環境上問題	居住不可(倒壊恐)	居住不可(防犯防災上)	その他
件数	807	785	315	391	202	253
割合	29.3%	28.5%	11.4%	14.2%	7.4%	9.2%

3. 高岡市老朽危険空き家除却支援事業について

- 目的 老朽空き家の除却を促進し、市民全体の安全安心と生活環境の保全を図る。
- 補助の対象(事前調査による判定が必要)
 - ①木造一戸建て住宅 ②老朽度判定基準で、100点以上の評点
 - ③昭和56年5月以前に着工 ④近隣及び道路等、周辺への危険度判定基準を満たす
- 補助額 補助対象経費の1/2、補助限度額50万円
- 利用できる方 ①老朽危険空き家の所有者 ②所有者の委任を受けた方 ③相続人

4. まちなか空き家等除却支援事業について

- 目的 まちなか居住推進総合対策事業の支援メニューの一つとして、間口の狭い家屋が連続する中心区域において、広い間口でゆとりある居住空間を確保する。
- 補助の対象 隣接土地上の住宅、車庫、倉庫等
- 対象経費 対象建築物の除却経費と除却に伴い発生する隣接建築物等の側壁補修費用
- 補助額 補助対象経費の1/2、補助限度額50万円
※隣接土地の購入支援(30万円)との一体利用により最大80万円の支援
- 実施状況 平成25年度 2件 平成26年度 2件 平成27年度 12件

主な質疑応答

質問 老朽危険空き家対策の悩みは。

回答 現行の条例上、建物に対しての対処法はあるが、それ以外のもの、建物の敷地内から敷地外に向かって生えている樹木や雑草等に対する手段がない。所有者がわかれば、それらについて指導できるが、わからない場合、市では勝手に対応できないので、自治会や地域にお願いするしか方法がない。代執行まで簡単にできず、前段階の条例の助言・指導・勧告にとどまるのが現状。今は条例上「老朽危険空き家」の対処にとどまっているが、特措法をもとに新たに「特定空き家等」という認定をして、新たな対策計画を策定し、今後はそれに則り対処していく。

質問 補助を受けても、所有者の財政的事情により空き家を解体できず、そのまま放置になっているといった問題もあるが、何か対応策はあるか。

回答 現在の条例上、代執行しようにも簡単にはできない。逆に代執行を多用するようになると、放っておいても市がなんとかしてくれるというような考えが広まり、モラルハザードを引き起こす恐れもある。しかし、補助額の増額は難しいため、空き家を作らない事が大事だと考える。市では、毎月第1第3金曜日に空き家に関する相談会を開催し、どういった支援や対応ができるか可能性を広げていき、空き家になる前の予防に努めている。

質問 空き家対策の相談は、年間どれくらいの件数があるか。どのような相談が多いか。

回答 平成24年度7件、平成25年度47件、平成26年度48件、平成27年度は45件の相談があった。売却に関する相談が多い。

質問 高岡市には様々な空き家支援事業があるが、市単独で行っている支援事業はあるか。また、年間どれくらいの予算をつけているか。

回答 個人向け事業はすべて市単独で行っている。当初予算はつかないが、補正により、平成27年度決算で2,000万円くらいの実績がある。

質問 空き家の解体を行い、固定資産の評価が宅地から雑種地が変わった場合、苦情等はでたか。

回答 苦情は特にない。解体する前の相談が多い。

質問 条例による助言で、勧告が2件あるが、その地権者の対応はどのようになっているか。

回答 所有者に対して撤去してほしいという形で言い続けているが、資金面などで対応してもらえないという状況になっている。現段階では、これ以上対応のしようがない。

調査結果のまとめ

- ・空き家を所有している土地の持ち主が複雑(所有者が一人ではない等)だと、意見を調整しようにも調整できず、空き家対策を進めていくことができない。これは全国共通の問題だと思うが、行政が何とか仲介し解決できるような仕組みが必要だと思う。
- ・関市も平成 28 年 4 月から特定空家等審査会を組織して空き家対策の推進に努めているが、高岡市は、老朽空き家対策連絡会議を組織し、条例を制定、それに基づき、市内全域の空き家を自治会に依頼し調査、老朽危険空き家の除去、改修、利活用にも取り組んでいる。組織的かつ総合的な運用をしているという面で参考になった。
- ・空き家の実態調査をその地域の自治会に依頼して状況を把握し、必要に応じて対処するという姿勢が前向きで、ぜひ関市も取り入れてほしい。
- ・空き家の除去や改修などの補助基準などを参考にして取り組めば、老朽危険空き家を減らせるのではないかと感じた。
- ・条例や法律があっても行政が入り込めないのが現実。地域の中で近所の見守りが機能しなければ、ますます空き家が増加していく。田舎になればなるほど、普段は住んでいないが、お盆や正月だけ帰ってくるというような家も多く、そういった家を空き家とみなしてよいのか、空き家の判定基準も考えていかなければならない。
- ・条例や法律だけで解決しようとするのは難しいので、空き家にしないような取り組み、例えば、地域の方がその地域を見守るといような、地域の目があることが大事だと感じる。条例や法律に頼らないでもいいような仕組みが必要だと思う。空き家ができてから対策するのではなく、空き家にしないような対策をとるべきである。
- ・高岡市の属する富山県は、石川県や福井県といった北陸地方の県市と情報交換を行う等して、地方で抱えている問題に連携して取り組んでいる。空き家のような大きな問題は、関市であれば、中濃地域の市町村等と情報交換を行い、連携して対応していくと良いのではないかと感じた。
- ・高岡市を視察して、条例を制定しても代執行まで簡単にできないことがわかった。何のための条例なのかと感じたが、国の特措法があるから適用すればいいということにはならない。そのため、関市として空き家対策に取り組んでいくためには条例が必要だと考える。